

第 83 号 議 案

長崎県税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県税条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税又は森林環境税に係る徴収金の払込みに関する報告)</p> <p>第11条 市町村が法第739条の 4 第 2 項の規定によって個人の県民税に係る徴収金又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金を払い込む場合は、その払込状況について知事に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の 1 とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いる</p>	<p>(個人の県民税に係る徴収金の払込みに関する報告)</p> <p>第11条 市町村が法第42条第 3 項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合は、その払込状況について知事に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の 1 とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いる</p>

ものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍑ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において

ものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。）を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍑ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において

適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア)及び(イ) 略

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア)及び(イ) 略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」とい

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以

う。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

㍿ 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a. 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b. 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア～ウ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア～ウ 略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア)～(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア)～(ウ) 略

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 略

(不申告等に関する過料)

第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を科する。

(1) 第7条第2項の認定を受けていない県税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないもののうち、同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったもの

(2) 第28条、第64条、第69条又は法第72条の55若しくは法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

3 略

(不申告等に関する過料)

第98条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料を科する。

(1) 第7条第2項の認定を受けていない県税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないもののうち、同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったもの

(2) 第28条、第64条、第69条又は法第72条の55若しくは法第745条第1項において準用する法第383条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者

第2条 長崎県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1と</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1と</p>

する。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。）を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

する。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～カ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

ウ～カ 略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

2 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

ウ～カ 略

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ～オ 略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ及びエ 略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 略

ウ及びエ 略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和6年1月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長崎県税条例第59条の規定は、令和6年1月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の長崎県税条例第59条の規定は、令和7年4月1日（以下この項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、令和6年1月1日から施行日の前日までに取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。